

# 議 事 録

## 1 日時

令和3年12月23日(木)

午前10時00分～午前11時50分

## 2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

## 3 出席者

### 【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 打田 雅子

### 【事務局職員】

教育局長 津守 和宏

学校教育部長 東 康修

生涯学習課長 松下 行男

学校教育課長 竹内 伸之

学校教育課副課長 西谷 宣昭

教育政策課事務主査 久保 映子

教育学習部長 天野 忠和

教育政策課長 河嶋 健

学校支援課長 古田 清和

保健給食管理課長 福井 博之

教育政策課総務政策班長 土井 康成

## 4 開会宣示

阿形教育長が、開会を宣示。

## 5 議事録

11月教育委員会定例会の議事録を承認。

## 6 署名委員指名

署名委員に藤本委員を指名。

## 7 報告及び議案

### 阿形教育長

本日は、報告が5件、議案が1議案、請願が1件となっています。

議案第26号については、会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

## 委員一同

異議なし。

## 阿形教育長

異議なしと認めて、議案第26号については、秘密会とします。

## 報告第9号 12月定例市議会について

### 阿形教育長

それではまず初めに、報告第9号「12月定例市議会について」説明をお願いします。

### 天野教育学習部長

それでは、報告第9号「12月定例市議会について」の概要を報告させていただきます。

市議会12月定例会は、令和3年11月26日金曜日から同年12月16日木曜日まで、会期21日間で開かれました。12月1日から同月6日までの4日間に一般質問が行われ、13名の議員が質問されました。教育委員会に対しては、3名の議員から、「教育行政」、「子供たちを取り巻く環境の整備」及び「ハイリー・センシティブ・チャイルドへのサポート」についての質問がありました。一般質問の要旨並びに教育長及び教育局長の答弁については、前もって資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

経済文教委員会につきましては、12月9日木曜日に開かれ、令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第7号）及び指定管理者の指定について、ご審議いただきました。

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第7号）については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業に係る経費の補正として、ハイフレックス授業等に対応するために市立中学校の各教室にGIGAスクール端末を配備する学校ICT環境設備整備事業、修学旅行の延期に伴い発生する取消料等の経費を補償する修学旅行費補助事業、小学校、中学校及び高等学校で使用する消毒液等の衛生用品の購入に係る小学校維持管理事業、中学校維持管理事業及び高等学校運営事業、中学校において換気をしながら学校活動を行うことによる空調に係る校用燃料費を増額する中学校維持管理事業、幼稚園職員がオンライン研修等に参加するためのパソコンを整備する幼稚園維持管理事業並びに国から購入した砂山地区の地域交流拠点建設予定地内にある既存建物の解体に係る設計の委託及び図書室等の整備のため、南コミュニティセンターの改修をするコミュニティセンター管理運営事業です。

指定管理者の指定については、今年度末に協定期間が満了する東部コミュニティセンターはじめ6館のコミュニティセンターの当該期間満了後の指定管理者の指定に係るもので、その詳細については、次の報告第10号で報告させていただきます。

審議の結果、全ての議案は可決されました。

また、「令和3年度附属機関の会議の開催」及び「和歌山市中学校給食実施方法等検討業務中間報告書」の2件について報告を行いました。

以上が、12月定例市議会の概要でございます。

### 阿形教育長

ありがとうございます。何か12月定例議会につきまして、ご質問等ございませんか。

## 森崎委員

1点だけすみません。資料の2ページです。坂口議員からのご質問の中に、修学旅行前の生徒指導は何に基づいて行っているのか、また生徒の人権が尊重されていないと生徒が感じていることに対してどう思うか、というこの生徒は感じていることに対してという根拠はあるんですか。

## 阿形教育長

坂口議員の修学旅行前の生徒指導についてのことですが、お願いします。

## 古田学校支援課長

幾つかの学校で、修学旅行に行く際に持ち物の点検をするんですけども、その持ち物の点検をするのに、かばんの中を点検する仕方について、人権が尊重されていないんじゃないかという意見です。濡れたとき用に着替えはあるか、危険な物を持ってきていないかということで、かばんの中等を点検したということに対して、行き過ぎではないかと感じている子供がいたという意見が坂口議員の耳に届いて、質問になっています。

## 阿形教育長

コロナ等の関係で、県内での修学旅行になっています。そういった中でカヌーとか、そういった水に関連した体験があります。そんなときに着替えを余分に持ってくるようにその学校は言っておったわけですけども、きちんと持ってきているかどうか点検をしたと。もちろん先生がこう聞いてというような形ではなくて、生徒たちにやらすとかやり方はきちっとやったはずなんですけども、そういったことを坂口議員のお知り合いの方が保護者におられたか何かで聞かれて、そしてこのようなご質問になったという経緯がございます。よろしいでしょうか。

## 森崎委員

はい。

## 阿形教育長

他何かございませんか。この議会につきまして。

皆さんにご審議いただいた予算関係を上程したのものについては全て可決されております。

他ございませんか。

## 報告第10号 和歌山市コミュニティセンター指定管理者の指定について

## 阿形教育長

それでは続いて、報告第10号「和歌山市コミュニティセンター指定管理者の指定について」の説明をお願いします。

## 松下生涯学習課長

それでは報告第10号「和歌山市コミュニティセンター指定管理者の指定について」報告させていただきます。

東部コミュニティセンターをはじめとするコミュニティセンター6館について、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、非公募により公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定管理者候補者として決定し、12月定例市議会に議案を提出しましたので、

ご報告いたします。

なお、当該議案については、12月定例市議会で可決されております。以上であります。

#### **阿形教育長**

ありがとうございました。この件で何かご質問とかご意見ございませんか。

#### **報告第11号 令和4年（2022年）和歌山市はたちのつどいについて**

#### **阿形教育長**

特にないようですので、続いて報告第11号「令和4年（2022年）和歌山市はたちのつどいについて」の説明をお願いします。

#### **松下生涯学習課長**

報告第11号「令和4年（2022年）和歌山市はたちのつどいについて」ご報告させていただきます。

「令和4年（2022年）和歌山市はたちのつどい」については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年と同様に対象者を2つに分けて2部制により開催します。日時は、令和4年1月9日の日曜日で、第1部は13時30分から、第2部は15時30分からの開始となります。会場は、和歌山城ホールの大ホールです。また、大ホールの模様を中継して映像が見られるようにし、小ホールも用意しております。対象者につきましては、当該年度に20歳になる新成人、男性が1,739人、女性が1,687人、総数で3,426人となります。委員の皆様には先日、ご案内を差し上げておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

#### **阿形教育長**

ありがとうございます。このはたちのつどいについて何かご質問とかご意見とかございませんか。

今年は新しくできました、和歌山城ホールで実施したいと思いますので、また委員の先生方もよろしく願いしておきます。

#### **報告第12号 通学区域について**

#### **阿形教育長**

続いて、報告第12号「通学区域について」の説明をお願いします。

#### **古田学校支援課長**

それでは報告第12号「通学区域について」説明させていただきます。

去る10月29日に和歌山市立学校通学区域協議会が開催され、承認された案件2件を報告させていただきます。どちらも、教育委員会の内規で複合区に規定するものです。

まず1件目は、伏虎義務教育学校と砂山小学校の通学区域についてです。

報告第12号1ページのA4縦の地図をご覧ください。黒色の線は伏虎義務教育学校と砂山小学校及びその2つの学校の複合区となっている校区の境界線です。黄色の斜線は、従来雄湊小学校区の一部でしたが、伏虎義務教育学校開校予定中の住民説明会の中で、砂山小学校への

通学が認められる複合区として設定してほしいとの要望があり、伏虎義務教育学校開校の平成29年4月1日より教育委員会規則として伏虎義務教育学校と砂山小学校の複合区に設定した部分、それに加えて令和2年度に雄湊地区第20区自治会の要望を受け、令和2年9月1日付教育委員会の内規で伏虎義務教育学校と砂山小学校の複合区に設定した部分です。この度、雄湊地区連合自治会の単位自治会である雄湊地区第33区自治会（赤字で枠付けしているところ）も複合区としてほしいとのご要望です。

2件目は、西脇小学校と八幡台小学校の通学区域についてです。報告第12号の2ページA4横の地図をご覧ください。地図の赤色で枠付けしている、西脇地区連合自治会の単位自治会である西庄第31区自治会は、西脇小学校と八幡台小学校の間に位置しており、通学区域が西脇小学校と八幡台小学校に分断されています。次に、3ページのA4横の地図をご覧ください。地図上、黒色の線より右側が八幡台小学校区で、左側が西脇小学校区で、黄色で枠付けしている部分は既に教育委員会の内規で複合区に規定されており、申請することによって八幡台小学校に就学できる地域です。この度、西庄第31区自治会（赤色で枠付けしている部分です。）から要望書が提出され、西脇小学校区となっている西庄第31区自治会の一部とそれに隣接する分譲地の西庄440-3～440-12番地（青色で枠付けしている部分です。）を八幡台小学校への通学が認められる複合区にしてほしいという要望です。

この2件に対し、事務局でもそれぞれ現地調査を行い、検討した結果、通学区域協議会で審議いただくことが妥当と判断し、お諮り、承認されたものです。

また、1件目の案件に戻っていただいて、報告第12号の伏虎、砂山の部分なんですけれども、恐れ入りますが、報告第12号1ページのA4縦の地図をご覧ください。通学区域協議会から「伏虎義務教育学校と砂山小学校の複合区になっているところ（黄色の部分）と、今回承認する雄湊地区第33区自治会の間に、伏虎義務教育学校の指定校区があり、これまで自治会からの要望により協議会に諮り審議することとなっているが、教育委員会から北田辺丁の自治会に周辺の状況を説明し、複合区に設定できるということを、働きかけてはどうか。北田辺丁の自治会が同意した場合、通学区域協議会に諮ることなく、伏虎義務教育学校と砂山小学校の複合区としてはどうか。」との提案があり、それを受け、北田辺丁の自治会に働きかけたところ、変更要望書が提出され、通学区域協議会長にも承認いただきましたので、雄湊地区第33区自治会と同じように北田辺丁の場所も複合区に設定したいと思います。報告は以上です。

## 阿形教育長

ありがとうございました。この通学区域についての説明、今していただいたんですが、何かご質問とかご意見ございませんか。

## 藤本委員

伏虎中学校の時に、かなり雄湊、本町とそれから城北と4校で話して、教育委員会の事務局の方々とも話したときに、やっぱり雄湊小学校へ通っている北田辺丁等の子達が遠い、伏虎まで遠い、砂山のほうが近いという話がかかなり出ました。そして話の中で、保護者の方々はどちらへ行くかっていったら、やっぱり今まで友達あるいは先輩が行ってた、雄湊から伏虎義務教育学校、できた義務教育学校へ行きたいというような話も中にあったのを私も経験してるんで

すけども、今ここにきて、伏虎義務教育学校じゃなくて、砂山小学校へ行けるようにしてほしいという要望の趣旨っていうのはちょっと教えていただきたいんですけども。

#### **古田学校支援課長**

趣旨としては、この地図だけではちょっとわかりにくいんですけども、伏虎義務教育学校までの距離がかなりあり、砂山小学校の方がかなり近いというところで、交通の安全を考えて、近くの学校にも行けるように、複合区にして欲しいというご意見でした。実際この場所調べたりとか、通学のルートを考えると、それも一定理解できるかなという評価の中で、協議いただいたところです。

#### **藤本委員**

今私もきちっと調べた数値ではないんですけども、その伏虎砂山複合区の中、今の現時点の黄色の部分なんですけども、その部分から伏虎義務教育学校じゃなくて、砂山小学校行っているという児童生徒は少ないというふうに聞いてるんですけども、今いかなるものでしょうか。

#### **古田学校支援課長**

今ちょっと手元に何名という資料がなく、正確には分かりませんが、それほど多くないというところです。この33区自治会においても、現時点では数名の方と聞いています。実際ここから伏虎義務教育学校もありますし、附属小学校であったり、中学校に通っておられる方もおられますので、それほど多くはありません。

#### **藤本委員**

なぜこういうふうに聞かしていただくかという、せっかくだすね、あの会議を平成23年から伏虎義務教育学校を作っていこうという地域の方々が何回も集まって、雄湊地区は遠いからバスを出してくれというような話もあって、それはちょっと山を越えていく学校じゃないんだからっていうこと、汀丁の交差点が危ないっていうこともありました。それで、最終的に伏虎義務教育学校の最後、南側の通路が狭いからグラウンドを削って、あそこで通路、通学路を作ったぐらい最後になって設計図を変えたっていうようなことを積み重ねながら、伏虎義務教育学校は作られたという経緯があるんですね。その時に雄湊もいこうよということで、2クラスあるけれども、やっぱり城北と本町さんと一緒になって頑張っていこうよっていうことになったのに、こういうように要望があって、すぐに複合区を多くするというは、いかなるものかなっていう気持ちはあるんです。と言いますのは、私の住んでいる今福1丁目から5丁目っていうのがあって、今福小学校の目の前の方が雑賀小学校へ行っているわけなんです。複合区で。そういうような事態が起こってくるんですね。だから子供さんはなぜ前に今福小学校があるのに、雑賀小学校へ行くのかというのだけ考えたら中学校は西浜の方が近い。西和より西浜のほうが近いというのは、理念的にわかるんですけども、そういったところがあるので、安易に複合区をこう地域を広めてもいいのかっていうのがちょっと懸念されるところで、意見を言わせていただきました。以上です。

#### **阿形教育長**

ありがとうございます。複合区はいろいろ地元からのご要望とか自治会を通してあって、検討して、通学区域の検討委員会で最終決めさせていただいているんですけども、今藤本委員

おっしゃったように、学校ができた経緯とかそういったことがある中で、せっかく地元の強い希望の中で作ってますんで、できたらそこはやっぱり行っていただきたいという気持ちは当然あるんですけども、一方、大体言ってこられるのは一年生の保護者、新入生の小さい子供さんの保護者がやっぱり多くて、小さい子を通わすときに大きい道を渡らすっていうか、それに懸念されるっていう保護者の気持ちもあります。そういった中ではあるんですけども、藤本委員おっしゃるように、要望が出てきて全て認めていくというのではなくて、そこは慎重にやっぱり審議して行っていただきたいということだと思います。何か事務局からありますか。

#### **古田学校支援課長**

今、ご意見いただきましたので、今いただいた意見もきちんと頭の中に入れて、今後また対応なり、区域協議会でそういう複合区の話があったときには、伝えていきたいと考えております。ありがとうございました。

#### **阿形教育長**

教育委員さんからそういうご意見もあったということはまた伝えていただけたらと思います。

なおこの砂山と伏虎の複合区についてはこの真ん中にあります、北田辺丁のほう、特に申請今回出たわけではないんですが、通学区域の協議会の中で、ここも離れた島のように残りますので、声かけて、どうしますかっていう要望を聞いてあげたらどうですかという意見出ましたので、聞いたところ複合区にしてくださいということですので、ここも複合区になるということになっております。この件はもうよろしいでしょうか。

### **報告第13号 和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務 中間報告書について**

#### **阿形教育長**

続いて、それでは報告第13号「和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務 中間報告書について」の説明をお願いします。

#### **福井保健給食管理課長**

和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務の中間報告書についてご報告します。

お手元の報告第13号中間報告書をご覧ください。A3で織り込んでおりますので、広げてご覧ください。

中間報告書の内容につきましては、1番の「業務の目的」から7番の「組合せ案及びスケジュールイメージ」の7項目となっております。それでは、順にご説明します。

まず1番の「業務の目的」ですが、本市においては、近年のライフスタイルの多様化等から、食を取り巻く環境が大きく変化していること、生徒数の将来変動への対応、小学校の給食施設の老朽化等、給食に係る様々な課題があり、本業務では、市の給食に係る様々な課題を調査するとともに、中学校の全員給食の実施に向け、最適な学校給食実施方式の選定に係る基礎資料作成を目的とするものです。

2番の「業務の手順」は、本業務を進めるにあたっての手順についてまとめています。

3番の「基本的な考え方(案)」につきましては、本業務を進めるにあたり、4つの基本方針を設定しました。基本方針1として安全で安心な学校給食の提供のために、適切な衛生管

理環境の構築と食物アレルギーへの対応を柱として、それらの実現のために具体的にどのような方策を取っていくのかについて、基本方針2では栄養バランスの優れた魅力的な学校給食の提供のために、中学生にふさわしい献立、魅力的な学校給食の実現のための方策を、また基本方針3では持続可能な学校給食の提供として、安定した学校給食の提供、将来変動にも対応できる学校給食、災害時にも早期復旧が可能で地域貢献もできる給食施設の設置など、安定して将来にわたり持続可能な学校給食のための方策を、最後に基本方針4として食育・地産地消の推進のために、生きた教材となり、様々な食体験ができ、地域とつながる学校給食を目指すための方策を整理しました。

4番につきましては、本市において適用することが可能と考えられる中学校給食実施方式の種類について、イメージ図と説明を記載しています。左側から、中学校内の給食室で調理したものを当該校の生徒が喫食する「自校調理方式」、近隣の中学校又は小学校の親校の調理場で調理した給食を子校に配送する「親子調理方式」、給食センターで調理した給食を各校に配送する「センター方式」、食品工場を有する民間に、市が給食業務を委託して給食を食缶により各校に配送する「民間調理場活用方式」があります。中学校全員給食の実施にあたってはこれらの方式の併用も選択肢の1つであると考えています。

次に5番の「現地調査結果」についてです。7月から8月の2か月間で、業務委託会社に当該課の職員が同行するという形で、全ての中学校の現地調査を行いました。小学校についても、中学校への配送が可能かどうかの調査のため、また、第一共同調理場と第二共同調理場についても、現在の状況を客観的に判断し、調理場から中学校への配送が可能かどうかの判断のため現地調査を行いました。

まず「5. 1. 中学校」についてですが、凡例基準に従って調査した結果、現状の敷地に改変を加えずに給食室を建設できるのは、西和中学校のみとなりました。残りの中学校については、給食室の設置は難しいとの結果になりました。給食室の設置は難しいと判断しました表中「×」と表記した中学校の中には、「△」に近いと考えられる中学校もありましたが、仮に給食室を配置した場合、「給食室から校舎までの距離が長く配膳に多大な時間を要する」あるいは「配送車両が校内で移動する距離・頻度が増え生徒の安全な動線の確保が難しくなる」等の理由により、生徒の安全確保や学校運営に大きな支障を来す恐れがあることから、給食室の設置は難しいと判断しました。

次に「5. 2. 小学校」についてですが、親子調理方式で中学校へ配送するには、小学校の給食運営に支障が出ないようにするために、現在の給食室の劣化が進んでおらず、給食室の周辺に増築スペースが確保できることや給食室を新築できるスペースを確保することが必要です。恐れ入りますが、2枚目をお開きください。現地調査の結果、現状の給食室と敷地の条件から、現状の敷地に改変を加えずに親子方式の親校となり得るのは松江小学校のみとなりました。表の中で「△」がついている今福、鳴滝、浜宮小学校については、親校となる敷地面積はあるが、調理場や給食室を増築した場合に、現状の施設の移転等が必要となり、学校活動に支障が出る可能性があることが判明しました。

次に「5. 3. 共同調理場」です。第一共同調理場については、経年による劣化はあるもの



の計画的に保全していくことで今後も運営は可能ですが、現状の調理場の容量では、中学校への更なる給食の提供は難しいことがわかりました。

第二共同調理場については、施設全体の老朽化が進行しており、中学校への提供の可能性以前に、建替等抜本的な対策が必要であるとの調査結果になりました。

続きまして、6番の「検討フロー」の説明をさせていただきます。検討フローの前提といたしまして、まず、新たに用地取得の必要性がない自校調理方式と親子調理方式を考えました。自校調理方式と親子調理方式は、用地取得の必要はありませんが、学校給食施設として必要な規模を各学校敷地内に配置できるかどうかによって制限されることになります。

まず、ステップ1として、中学校内に問題無く給食室を建設できるか。次にステップ2として、その建設した給食室から近隣の中学校に配送が可能か、ステップ3として近隣の小学校から中学校に配送が可能かを検証し、可能なものは、仮に自校調理方式又は親子調理方式に分類しました。また、加太中学校と伏虎義務教育学校を除いた16校をセンター方式又は民間調理場方式を採用した場合も考えNo.1からNo.6までの代表的な6つの組み合わせ案を作成しました。これらを整理したものが、お手元の資料の最後のページとなります。3ページ目をお開きください。それぞれの組み合わせ案の右隣に、事業スケジュールのイメージ、概算事業費を記載しています。また、参考として3ページの右側に、自校調理方式、親子調理方式、センター方式、民間調理場活用方式それぞれのメリット、デメリットも記載しています。今回は、対象を中学校だけとして6つの組合せ案を提示しておりますが、これ以外にも小学校から配送する方式もありますし、共同調理場を更新して、一部の中学校に配送する方法、あるいは自校方式、親子方式、センター方式、民間調理場方式を併用する方法等様々な方式が考えられます。また、概算事業費につきましても、あくまでも現時点の目安であり、今後事業費を精査する中で大きく変動することも予想されます。

今後につきましては、学校長や有識者及びPTA等で組織する中学校給食運営委員会等からいただいた意見も参考にしつつ、事業内容の精査を重ねていき、本市にとって最もふさわしい実施方式を検討していきたいと考えています。報告は以上になります。

## **阿形教育長**

ありがとうございました。

中学校給食の完全実施に向けてどういう方式がいいのか今調査検討委託事業やっております。正式な最終報告は2月末になるんですけども、一旦中間報告いただきましたので、先日の議会の経済文教委員会でも同じ内容を報告しております。何かこの件につきましてご意見とかご質問等ございませんか。かなり多い資料ですので、少しお目通しただけたらと思います。

## **藤本委員**

食品の安全面等でかなりのスペースが要るようになってきた内容もあると思うんです。ですけども、今のところですね、各中学校、伏虎義務教育学校を入れまして18校のうち、東中学校とか今、ものすごく多くなっている中学校を除いては、生徒数が減ってくると思うんですけども、教室を少し、空き教室を利用することで、コストを削減できるような方法っていうのは、今、西和中学校1つしかないんですけども、他の中学校はできないんでしょうか。それを

ちょっと聞かせてください。

### **福井保健給食管理課長**

今、委員おっしゃっていただいたことも、今回の調査検討の中に入っております。それで確かに、生徒さんが減ってきているということで、教室が空いてきていないのかという点もあるんですが、35人学級ですか、そんな関係で、中学校の生徒が減っているからといって、空き教室が増えているわけではないという部分も大きいと思います。そんな中で、先ほどもおっしゃっておられましたが、過去に比べて衛生基準が非常に厳しくなっておりまして、昔でしたら、例えば小学校であれば1,000人いて、今もう500人になってるから、残りの500人で中学校へ運べないのというような、議会からもそういうようなご質問ございました。ただ、昔でしたら1つのその部屋の中に、材料を持ち込んで、その同じところで水洗いをして、そこで調理するということができたんですけども、今はもう厳格に、その材料を入れる部屋のスペース、それから調理をするスペース、それから洗浄するスペースを厳格にすることになっておることや、あとは調理を終えてから2時間以内に子供さんに食べさせなければならないという、そういう基準がございます。その関係で、昔でしたら1回作り置きしていたものを出す前に再度温めてってということで、2回転とかもしていたということも聞いているんですが、今はもうそれもできない状態です。なかなか生徒が減ったからといって、たくさん、過去と同じだけのものができるかっていうと、そうではないという現状もあります。

### **阿形教育長**

他、いかがでしょうか。

### **津守教育局長**

藤本委員おっしゃったように、空き教室を利用できないかという話だと思うんですけども、福井課長申したのは、例えば今特別支援の学級とかできたり、空き教室が思った以上にないというところがあります。ただ空き教室がたくさんあるところもありますので、そこに給食室を持っていけないかという検討は実はこれからやらないかところで、西和中学校1校だけが可能という結果になっているんです。これは校舎と既存の建物を一切さわらないで、そういう空いたスペースがあるのが西和中学校だけという結果ですので、例えば校舎を取り除いて給食室作るであるとか、改造して給食施設を作るであるとかっていうのは、それに係る費用とかも勘案しながら、これからそういうのがいいのか、あるいはできるのかということも含めて、これ今後の検討に委ねられる部分だと思います。

### **阿形教育長**

ありがとうございます。

### **藤本委員**

私ばかり申し訳ないですけども。以前局長と一緒に中学校のデリバリー給食の委託先2か所を回らせていただいたんですけども、一方のほうですね、あれは今後はどうなるわけですか、建物なんですけれども。教えていただきたい。

### **福井保健給食管理課長**

委員ご質問の委託先につきましては、昨年までもう一方の委託先と一緒に中学校のデリバリー

一給食の提供していただけていました。ただ配っていただいていた学校が非常に喫食率が低くて、今の状態では経営が成り立たないということで、今年の9月だったと思うんですけれども、辞退させていただきたいというお話がありまして、今はそちらの工場ではデリバリー給食を作っておりません。ただ、民間企業向きにお惣菜とかそういうのは作っているというふうには聞いております。今現在は中学校のデリバリー給食については、もう一社で市内中学校全域賄っていただいております。委員おっしゃるように、今後どうなるのかは、今のところまだうちのほうも聞いていない状況です。

### **津守教育局長**

ここの検討の中間報告の中で組み合わせ案を出させていただいていまして、民間の力も借りる方法も考えております。中学校給食でそういう既存の施設で作っていただける、あるいは新設して作っていただけるというところもあるかもしれませんので、そういうような検討もしていきたいと思います。第二共同調理場も非常に古くなっていまして、これの更新がどちらかという喫緊の課題になっていますので、そういうことでも、また民間さんの力とか知恵をお借りできないかというふうに今考えているようなところです。

### **阿形教育長**

ありがとうございます。何かこの中間報告について他にご質問、ご意見等ございませんか。

あくまでも中間報告ですので、最終の3ページ目にいろんな組み合わせ案を書いています、これもあくまでも1例です。今後いろんな小学校の分も含めて、いろいろ複合的に考えていかなくてはなりませんし、先ほど言いました中学校給食の運営委員会のご意見もいただきながら、また各教育委員の皆様のご意見もいただきながら進めてまいりたいと考えています。この件はよろしいでしょうか。

中学校給食の中間報告については、これで終わりたいと思います。

### **請願第1号 請願書について**

#### **阿形教育長**

それでは、これより議事に入ります。

議案第26号が秘密会ですので、先に請願第1号「請願書について」の説明をお願いします。

#### **河嶋教育政策課長**

それでは、請願書についてご説明いたします。

前回の11月定例教育委員会におきまして、本市教育委員会宛てに請願書が提出されている旨報告させていただいているところでございますが、このことについて、ご審議いただきたいと思っております。それでは教育長よろしくお願ひいたします。

#### **阿形教育長**

それでは請願書について審議したいと思います。

和歌山市在住の方から、令和3年9月27日付けで提出されました請願書の内容については、配布の請願書のとおり3点ございます。順に審議してまいりたいと思っております。

まず1点目は、和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則が地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第25条第2項に違反する点の是正を求めるものです。このことについて、これから審議をしてみたいと思います。

何かご意見等ございませんか。

### **波床委員**

今回請願者の方が第1点、今教育長がご説明いただきました点についておっしゃっている事柄、要するに、教育長に対する事務委任規則という教育委員会規則、これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条の第2項に違反しているのではないかと。したがって、速やかに事務委任規則の改正を行うべきであるという、このようなご主張であります。

それで私ちょっと検討させていただきましたところ、私の意見といたしましては、教育委員会規則である事務委任規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これを前提としてその範囲内で定められたものですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律との抵触はないと思われま。請願者の方が今回ご主張になられていますのは、例えば教育委員会や教育委員会の所管に属する教育機関の職員に係る任免その他の人事に関する事務の一部だとか、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条という規定がありますけども、これに規定されている意見聴取に係る意見の申出に関する事務、これらを教育長に委任しているということを前提としてご主張になっているわけですけども、これらの事務というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長には委任し得ないものとして規定されておりますので、事務委任規則がこの法律を前提として規定している以上、これらの事務については、教育長に委任されていないという理解が正しい理解だと思われま。実際にも教育委員会において、教職員の任免など、請願者からご指摘いただいている事務につきましては、教育委員会に諮られて承認決議等が行われておりますので、実態としてもこれらの権限について、教育長に委任したというところはないわけですけども、またそのような運用をしておるわけですけども、法律的な観点から見ても、事務委任規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律を前提として規定されておりますので、請願者のご主張になっている事務を教育長には委任していないというそういう理解になりますので、請願者がおっしゃっているご主張については、理由がないと思われま。

なお、確かに請願者のご主張になられるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長に委任し得ないと法律が規定している事務について、事務委任規則ではこの点が除外されていることを事務委任規則自体には謳っておりませんので、そういう点について、分かりにくさといいますか、事務委任規則が法律の規定を前提として組み立てられており、法律で除外されている事柄について、教育長には事務委任を行っていないんだという点を明らかにするために、事務委任規則自体にですね、この法律にいう教育長に委任できないと法律自体が定めている事項のほか、この事務委任規則で列挙されている事務については教育長に委任できないというふうな、そのような文言にきちっと改正するのがベターではあるかと思われまので、請願の趣旨に鑑み、そのような改正を行うのが、妥当かなというのが私の個人的な見解でございます。以上です。

### **阿形教育長**

ありがとうございます。

6 ページに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の資料がございます。これが第 25 条、事務委任等について記されているところですが、その第 2 項に「前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」という 6 点挙げられております。それからこの 6 点目には第 27 条及び第 29 条の意見申出ということで、第 27 条の意見聴取のことが謳われているのですが、これが次のページにあります、7 ページの教育委員会教育長に対する事務委任規則の第 2 条「和歌山市教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。」ということで、その次に掲げる事項の中に、さっき言った法律の第 25 条第 2 項の 4 点目 6 点目辺りが入っていないのではないかというご指摘が、請願者のご意見なんです。波床委員から、そもそも法律と規則の関係において、規則は上の法律に違反することは考えていないということで、そこは当然入った規則なんです。そこらが少し分かりにくいので、規則にその辺のこの法律の第 25 条第 2 項の所定のことっていう文言を加える等、そういったふうにする方がわかりやすいのではないかというご意見です。この件につきまして、委員の先生方何かご意見とかございませんか。波床委員が分かりやすく説明してくれたと思うんですが、きちっと明記されていないということを請願者の方はおっしゃってるんですが、そもそも法と規則の関係で言いますと、規則というのはそもそも法には違反することはできないという趣旨にのっとって定められておりますので、請願者がおっしゃるご主張については、理由がないということだと思います。ただ、より分かりやすくするというのか、ベターな方法として、さっき波床委員がおっしゃったような文言等について少し修正を加える方がいいのではないかというご意見だと思います。特にご意見ございませんか。

頷いていただいておりますので、それでは 1 点目については、請願者のおっしゃることについては不採択ということによろしいでしょうか。

#### **委員一同**

はい。

#### **阿形教育長**

そのようにさせていただきます。

続きまして、2 点目について審議したいと思います。2 点目は和歌山市教育委員会事務決裁規則が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項に違反する点の是正を求めるものです。この件について審議したいと思います。

#### **波床委員**

請願の趣旨第 2 項、請願者が第 2 点でご主張になっておられるところは、和歌山市教育委員会事務決裁規則、ここに「この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする」という規定、第 1 条の規定がありまして、教育委員会規則である事務決裁規則で教育長の権限に属する事務の処理に関して必要な事項を定めることを認めている、そのような内容の事務決裁規則になっていると。このことを前提として、請願者のご主張としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この第 15 条第 1 項という規定を見ますと、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に

属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」とこの法律ではこうなっておりますので、教育長に事務を委任した事柄について、この法律の理解としては、教育委員会規則を定め得ないのではないかと。したがって、事務決裁規則は大幅な改正を要するのではないかと。このようなご趣旨が、請願者のご主張だろうと思われます。そこでちょっと私なりに検討いたしましたところ、私の意見といたしましては、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第15条第1項の「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」という規定、この規定の解釈として、教育長に事務の委任をしても、全て包括委任をして、およそ規則等のルール決めですね、これまで一括して教育長が定めなければいけない、教育委員会としては権限を失うという理解ではなくて、この法律のこの条項の解釈としては、規則制定権については留保しながらも、権限の事務委任を教育長に行ったものだという解釈も当然この第15条第1項の解釈としてはあり得るところだろうと思われます。そうだといたしますと、今回、和歌山市教育委員会の事務決裁規則で、教育委員会が教育長に権限を委任した事柄についても、教育委員会規則として事務決裁規則を定めていることについては、何らこの法律に違反したということにはならないということになるかと思ひます。したがいまして、この点につきまして、請願者のご趣旨、ご主張につきまして、やはり理由がないものと私としては考えております。以上です。

#### **阿形教育長**

ありがとうございます。2点目につきましては、和歌山市教育委員会事務決裁規則、資料という8ページになりますが、8ページのこの事務決裁規則、「この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定める」という趣旨のものなのですが、これをですね、請願者がおっしゃるのは、6ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の資料の一番上です。第15条第1項の規定で、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」というこの規定によるとおかしいのではないかと。教育委員会は一旦教育長に委任した事務に関して、教育委員会の規則を制定することはできないのではないかとのご指摘だと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律のこの第1項を先ほど読み上げましたけども、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」。この規定は、事務委任規則で和歌山市教育委員会が和歌山市教育委員会教育長に委任した事務に関して、この和歌山市教育委員会が規則を制定できないというのが請願者のご趣旨なんですけど、しかし、それは少し違うのではないかと。いわゆる事務の委任との関係で規則制定の権限の所在がどうなっているのかということだと思いますが、この決裁規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項に違反しておらないというふうには考えられますので、改正は不要ではないかという波床委員のご意見です。いかがでしょうか、この件について。なかなか難しい内容だったので私もちょっとインターネット等でいろいろ他市の状況を調べてみたというか、インターネットで規則とか見に行けるところありますので、やってみたんですけども和歌山市以外の地方公共団体の教育委員会においても教育長に委任した事務に関して、教育委員会が規則を制定している都市もございました。

請願者がおっしゃってることが必ずしも正しいというようなことではないのではないかという  
そういうことだと思います。いかがでしょうか。特にこれも改正する必要がないのではないか  
というご意見ですけれども。これも皆さん領いていただいていますので、不採択という形にし  
たいと思います。

では次に3点目について審議したいと思います。3点目は和歌山市教育委員会教育長に対す  
る事務委任規則が和歌山市情報公開条例及び和歌山市個人情報保護条例の趣旨にそぐわない点  
の是正を求めるものです。これにつきましていかがでしょうか。

### **波床委員**

それでは私の方からまず意見を述べさせていただきます。請願者が今回ご主張になっておら  
れる趣旨は、和歌山市情報公開条例、それから和歌山市個人情報保護条例、この2つの条例の  
施行に関する事務、これについて先ほどから問題となっております、教育委員会が定めた事務  
委任規則によりますと、和歌山市の場合は教育長に委任していることになるかと考えられると。  
そしてそうである以上、実施機関、教育長においてこれらの事務を行うのだから、全てこの情  
報公開条例に関するあるいは和歌山市個人情報保護条例に関する施行に関する事務については、  
一切教育長が自らの責任と判断でご処理なさるということを想定しているのではないかという  
ことを前提とされておられます。ところで2つのこの条例を見てみますと、資料でいいますと、  
9ページ辺りに和歌山市情報公開条例、それから和歌山市個人情報保護条例の条文が資料とし  
て我々の席上には配布されておりますけれども、それによりますと、いずれも第2条で、実施  
機関という言葉について定義規定が置かれておって、この中には教育委員会が実施機関として  
記載されていることはありますけれども、教育長が実施機関とはされていないと。定義規定とし  
てはこの2つの条例ではそうとなっております。そして請願者の方が少し例として取り上げてお  
られますのが、教育長がこの2つの条例の事務取扱に当たって処分をなさったときに、審査請  
求がなされたらどうなるんだろうか。ということを取り上げられまして、審査請求をすると、  
この2つの条例ではそれぞれの条例の条文で実施機関がこれを扱うと。審査請求がなされた場  
合に。そのように規定されているではないか。したがって、条例において実施機関というのは  
定義規定があるんだから、教育長が審査請求に対する事務を処理することはできないはずでは  
ないか。したがって、条例上はそうなのにな、事務委任規則で教育長に2つの条例の施  
行に関する事務を実際事務委任をしているということは、教育長が審査請求に当たってもこれ  
を処理することが想定されているところであって、この条例と事務委任規則との間には齟齬が  
あるのではないか。これが請願者がおっしゃりたいご趣旨だと思われま。ところで翻って考  
えてみますと、規則、条例の上位規範である行政不服審査法というのが、審査請求に関しては  
国会が定めた法律がございます。その第4条第1号で規定されているところを見ますと、行政  
庁がある処分をし、その処分の審査請求があったときに、どの機関がその処分の審査請求を扱  
うのかということを決めている規定として、行政不服審査法第4条第1号によりますと、処分  
をした行政庁に上級行政庁がない場合は、審査請求は当該処分をしたその処分をした庁がこれ  
を取り扱う。このように法律上定めております。そこで教育委員会と教育長とはそもそもどの  
ような関係にあるのかということの考察がやはり必要不可欠なものとして、まず考察しないと

結論が出ないということになってまいります。そこで地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これを見ますと、どこにも教育委員会が教育長の上級行政庁である、すなわち教育長に対して教育委員会が指揮監督権を持っているということや、これをうかがわせる規定は見当たらないようであります。逆に言いますと、この法律では上級行政庁、教育長の上級行政庁として教育委員会は想定されておらないということになります。そうすると先ほどの行政不服審査法第4条第1号の規定によりますと、上級行政庁がないのだから、2つの条例に関して教育長が仮に処分を行われて、それに対して審査請求が出たときに、上級行政庁がない、教育委員会ではないということになりますので、教育委員会がそれについて審査請求の事務を取り扱うということも考えられないはずでして、むしろ第4条第1号の規定によれば、当該処分を行った処分庁、すなわち教育長がこれを行うというのがこの法律の趣旨から出てくるところでございます。要するに、教育長が2つの条例の審査請求の事務を扱うことについては、行政不服審査法という上位の国会が定めた法律の規定から導かれるところに正に合致しているところでして、おかしくないということになります。したがって、請願者のご主張につきましては、この点について改正を求められておられますけれども、やはり理由がないものと言わざるを得ないと思います。以上です。

### **阿形教育長**

ありがとうございます。3点目の請願の趣旨はこの資料の9ページ10ページに和歌山市情報公開条例とそれから個人情報保護条例になるんですが、これの第2条に実施機関として教育委員会があるんですが、教育長がないと。しかし、それに対してその教育長に教育委員会が委任できないものとして規則の中に書かれていないので、教育長が条例上の審査請求に係る事務を行うのはこの2つの条例の趣旨にそぐわないということや主張されておられます。しかし、行政不服審査法という法律があってその第4条第1号では、処分庁又は不作為庁に上級行政庁がない場合の審査庁は当該処分庁又は不作為庁とするということが定められています。さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会による教育長への指揮監督権というのが規定されておられません。ということは教育委員会が教育長の上級行政庁には該当しません。したがって、教育委員会から教育長に委任された事務に関するこの処分についての審査請求は処分庁である教育長が処理するというふうには考えられると。したがって、この和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則には請願者がおっしゃっているような難点は無く、規則の改正については不要であるという波床委員のご意見です。なお、資料として付けております11ページに、平成30年の3月28日付で文部科学省から各教育委員会に出されている文書がございます。教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る不服申立ての審査庁についてという資料があります。この中で、段落から言いますと下の2つ目の段落になりますが、教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、先ほど申し上げましたように、教育委員会による教育長への指揮監督権が規定されていない。そのために、教育委員会は、教育長の上級行政庁には該当しません。そして、行政不服審査法第4条第1号は先ほど波床委員がおっしゃいましたが、その規定によって教育長が審査請求をすべき行政庁となるということですのでこの



とが各教育委員会の担当課宛てに発出されております。この事務連絡においても同じようなことが記載されておりますので資料として付けております。以上のことから、第3点目については請願者のおっしゃる改正については不要であるというご意見です。何かこの点について、ご意見ございますか。

特にないようでしたら、3点目につきまして、裁決したいと思いますが、不採択ということによろしいでしょうか。

**委員一同**

はい。

**阿形教育長**

ありがとうございます。

それでは3点審議させていただきました。請願者の方から3つの件について、規則の改正について請願されているんですが、結論から申し上げて3点とも不採択とさせていただきます。ただし、1点目につきましては、規則は法律の趣旨にのっとっておりますし、おかしいことはないんですが、もう少し書き方を付け加えて、請願者がおっしゃるようなことをよりわかりやすくするために、少し文言を修正した方がいいのではないかという、波床委員からのご指摘もいただいております。ですので、3点共不採択とさせていただきますが、1点目については、事務局で文言について少し検討させていただいて、また委員の皆様方にお諮りしたいと思います。1月以降の教育委員会で提案させていただきたいと思います。そういうことによろしいでしょうか。

**委員一同**

はい。

**阿形教育長**

それではありがとうございました。以上で請願についての審議を終了したいと思います。

それでは続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

**8 その他**

**河嶋教育政策課長**

次回の教育委員会定例会の日程について、報告させていただきます。次回の教育委員会定例会は令和4年1月13日（木）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

**阿形教育長**

ありがとうございます。今回は年が明けて1月13日（木）午後1時30分になりますので、よろしく願います。

他、何かございませんか。ないようですので、秘密会に入ります。傍聴人の方は退室をお願いいたします。

**9 非公開事案**

議案第26号 令和3年度末教職員人事異動に関する方針及び努力点について

—以下『』部分については非公開とする—

『非公開』